

河長監第41-3号  
平成30年3月1日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員  
村治 規行  
堀川 和彦

### 監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

#### 記

第1 監査対象団体

財政援助団体等：南海バス株式会社

第2 監査対象期間

平成28年度及び平成29年度（4月から監査実施日まで）

第3 監査実施期間

平成29年11月10日（金）から平成30年2月16日（金）まで

第4 監査対象団体所管部局

都市づくり部都市創生課

第5 監査項目及び手続き

財政的援助の決定は法令等に適合しているか、負担金及び補助金（以下「負担金等」という。）の交付目的は明確か、負担金等の額の算定、交付方法、時期は適正か、履行の確認は実績報告書によりされているか、負担金等交付団体指揮監督への指導監督は適正に行われているか等の確認し、監査を実施しました。

なお、事前調査の一部は、新日本有限責任監査法人に委託し、実施

しました。

## 第6 監査結果

監査対象団体の負担金等に係る出納及び出納に関連する事務については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり、検討又は改善を要するものが見受けられました。

### 指摘事項

#### 1 バス路線維持費負担金（岩湧線）、日野・滝畑コミュニティバス運行負担金及びコミュニティバス運行負担金について

- ・負担金の事務手続について改善を要するもの

南海バス株式会社（以下、「南海バス」という。）は、バス路線維持費負担金（岩湧線）、日野・滝畑コミュニティバス運行負担金及びモックルコミュニティバス運行負担金に係る年度当初の協定締結時に河内長野市（以下、「市」という。）に提出する見積書及び事業完了時に市に提出する運行状況報告書に記載する収支の集計方法について、過去から市と明確な取り決めを行っておらず、見直しが行われていませんでした。

見積書及び運行状況報告書に記載される南海バスの収支の集計について、以下のような課題が見受けられました。

##### ① 運行収入について

- ・モックルコミュニティバス以外の負担金交付の対象となる運行収入を実務上正確に集計できませんでした。そのため、バス路線維持費負担金（岩湧線）に係る運行負担金は前年度に報告した人数・収入額に、当期と前期の同一系統全体の増減率を乗じて算出していました。また、日野・滝畑コミュニティバス運行負担金に係る運行収入は前年度に報告した収入額に、当期と前期の同一系統の人数の増減率を乗じて算出していました。

##### ② 人件費について

- ・運転士数や給与単価の見直しが過去から行われていませんでした。
- ・運行管理者の人件費部分については、実車キロにキロあたり給料単価を乗じていましたが、実車キロのみを毎年変動させていました（運行人件費単価は、過去から同じ）。

- ・結果として、人件費の見積額と実績は同じとして市に報告していました。

③ 燃料費について

- ・見積時に、前年の9月から当年度8月までの軽油費購入実績から、リットル単価を算出し、走行キロ（実車キロ+回送キロ）を乗じて算出していました。結果、見積と実績が同額となっていました。

- ・走行キロを燃費で割り、燃料単価を乗じたものが軽油費となりますが、燃費単価は過去に算出されたままでした。

- ・結果として、燃料費の見積額と実績は同じとして市に報告していました。

④ 車両修繕費について

- ・過去からの1台当たりに係る修繕費の見積額を変更していませんでした。

- ・修繕費の見積額と実績は同じとして市に報告していました。

⑤ 車両減価償却費について

- ・運行時間等により使用する車両が異なることから、バス路線維持費負担金（岩湧線）の実際の車両減価償却費が集計できず、過去から見積額及び実績額を変更していませんでした。

⑥ 諸税について

- ・過去から見積額及び実績額を変更していませんでした。

上記の課題はいずれも、バス事業の特殊性から、路線（運行）ごとの正確な収支を把握することが困難なことに起因していますが、現状では、市が南海バスに交付した負担金が適切であるのかどうかの検証が困難な状況になっていました。

南海バスと市により、現状の負担金対象路線の収支が実態から大きく乖離することがないように、見積書及び運行状況報告書に記載される収支の集計方法について改めて協議し、その内容を明確にするように改める必要があります。